

伊予市宿泊施設燃料物価高騰対策支援金事業概要

■事業目的

燃料等の物価高騰により経営に影響を受けている市内の宿泊事業者を支援することで、経営の安定化を図り、宿泊事業者の事業継続の支援を目的とする。

■交付対象者

市内に宿泊施設を有する宿泊事業者であって、次のいずれにも該当する者

- (1) 市税の滞納がない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び同条第6号に該当しない者
- (3) 申請時において事業を営んでおり、将来も継続して事業を行う意思のある者

■支援金交付対象期間

令和5年1月から12月まで

■交付金額

- (1) 旅館業法に基づく施設を運営する事業者
1人泊当たり600円(上限500万円)
- (2) 住宅宿泊事業法に基づく施設を運営する事業者
1人泊当たり300円(上限250万円)

※ 交付対象期間の月ごとの宿泊料金について前年の同月と比較して値上げをした月にあっては、その宿泊料金の差額に当該月の人泊数を乗じて得た金額を前項の規定により算出された支援金の額から減じる。

※ 宿泊料金の差額は、大人一人の夕食及び朝食の料金を含まない宿泊料金(消費税及び地方消費税を除く。)を基に算出する。

■提出書類

- (1) 伊予市宿泊施設燃料物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 旅館業法による許可証又は住宅宿泊事業法による届出標識の写し
- (3) 完納証明書
- (4) 伊予市宿泊施設燃料物価高騰対策支援金交付金額計算書(様式第1号別紙)
- (5) 各月の人泊数の内訳が分かる資料
- (6) 同意・誓約書(様式第2号)

■提出期限

令和6年2月9日(金曜日)まで

■申請方法

伊予市商工観光課窓口へ持参又は郵送

郵送での申請を希望される場合は、以下の宛先に送付してください。

【宛先】

〒799-3193 伊予市米湊820番地 伊予市商工観光課 宛

※簡易書留などの追跡可能な方法での郵送を推奨します。